

みえ地域コミュニティ 応援ファンド助成金 (地域資源活用型)

Q & A

みえ地域コミュニティ応援ファンド(地域資源活用型)助成金事業の利用を検討されている方、応募を予定されている事業者は、必ずこのQ & Aを確認のうえ応募してください。

(平成23年度版)

財団法人三重県産業支援センター

目	次	頁
1. 助成対象者・資格関係	1
2. 助成対象事業関係	3
3. 助成対象となる経費関係	5
4. ファンド助成金の応募申込関係	9
5. 事業計画書の作成に関して	10
6. 収支計画の作成に関して	11
7. 審査関係	12
8. その他	12

1. 助成対象者・資格関係

Q1 - 1 助成対象者は？

みえ地域コミュニティ応援ファンド(地域資源活用型)助成金交付要領(以下「交付要領」という。)第3条には、次のとおり記載されています。

助成事業の対象者は、創業者、新事業を行おうとするベンチャー企業及び中小企業者、創業者、中小企業者等が行う新事業を支援する事業を行う者(中小企業に該当しないNPO、商工団体、大学等を含む)及び助成総額の3割未満の範囲内において、新事業を行おうとするNPO等の中小企業以外の者を対象とする。

なお、過去において同一の事業で助成対象者となった事業者は助成対象者となりません。

Q1 - 2 国の地域資源活用プログラム、農商工等連携、新連携等の法認定を受けている事業者は助成対象者となることが可能か？

このファンド事業の位置づけは、国の法認定基準に満たない県内事業者の取組を支援し、上位に位置する国の法認定を狙える事業、中小企業者に発展することを目指しています。

したがって、国の法認定を受けた事業者の同様の取組は原則として助成対象に該当しません。

Q1 - 3 創業者とはどういった人か？

これから創業もしくは会社を設立する者とし、速やかに個人事業の開業届の提出(税務署等)または会社設立登記(法務局)の手続きをすることを条件とします。遅くとも、助成金事業完了までにこれらの手続きを完了していることが必要です。

会社設立登記が完了するまでは、個人事業主としての取扱いになります。個人事業主として交付決定を受けた後に会社設立した場合は、変更の手続きが必要となります。

Q1 - 4 新事業とは何か？

新事業とは、助成事業の対象者が行う地域特有の資源を有効に活用した新しい商品・サービスの開発をとまなう取組みをいう。

(新しい取組・経営の革新)

経営の革新とは中小企業経営革新支援法第2条で次のように定義しております。

新商品の開発又は生産
新サービスの開発又は提供
商品の新たな生産又は販売方式の導入
サービスの新たな提供方式の導入
上記の組み合わせ、その他新しい知恵と工夫

Q1 - 5 新事業を行おうとするベンチャー企業及び中小企業者とは？

中小企業基本法第2条に規定する中小企業者とし、その中で新規性・成長性・独創性が期待できるアイデア等を活かした事業を進めるため創業した中小企業者をベンチャー企業という。

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

上記のほか、事業協同組合、事業協同小組合、火災共済協同組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、三重県中小企業団体中央会が該当します。

Q1 - 6 創業者、中小企業者等が行う新事業を支援する事業を行う者(中小企業に該当しないNPO、商工団体、大学等を含む)とは？

商工会議所や商工会が、その地域内等で同じ新事業を行おうとする事業者が複数いる場合、個々の事業者が同じ事業を行うのではなく、商工会議所や商工会が中心となり、同じ新事業を行おうとする業者を取りまとめて支援事業を行うものです。

Q1 - 7 新事業を行おうとするNPOとは？

特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した団体のうち、新事業を行うNPOです。

2. 助成対象事業関係

Q2 - 1 助成対象事業とは？

交付要領第 4 条には「地域の多様な主体によって実施される地域特有の資源を有効に活用した取組を図る地域資源活用型ビジネス」として、次のとおり記載されています。

- | |
|--|
| (1) 中小企業地域資源活用促進法（以下「地域資源法」という。）に基づき、県が指定した特定地域資源を活用した取組による商品づくりやサービスの提供 |
| (2) 知名度は低いものの、地域の特徴的な農林水産品、加工技術や観光資源で、新たな価値を見だし、今後の地域資源法による指定の可能性のある地域資源を活用した商品づくりやサービスの提供 |

Q2 - 2 地域の多様な主体によって実施される地域特有の資源を有効に活用した取組を図るビジネスとは？

地域特有の資源を活用した商品づくりやサービスの提供を行い、その商品やサービスが地域に貢献できる事業になることを求めています。なお、事業実施にあたり、地元の関係者、市町及び商工会議所や商工会とも協働して地域の活性化を図ることを求めています。

Q2 - 3 県が指定した特定地域資源とは？

次の県のホームページに記載されています。

<http://www.pref.mie.lg.jp/KAGICHI/HP/178chiikisigen.pdf>

毎年見直しをしていますので、上記URLから現在指定されている地域資源のリストを確認してください。

Q2 - 4 今後の地域資源法による指定の可能性のある地域資源とは？

指定の条件は後述するとおりです。

指定を受けていない「地域資源」を活用しようとする場合は、それが地域の資源であることを十分に説明してください。

【参考】

地域資源法による指定を受ける場合の主な条件は下記のとおりとなっています。

当該地域産業資源が、他地域の同種の地域産業資源と比べて生産量、品質、機能、歴史的・文化的背景等の面で顕著な特徴を有しており、それによって消費者等に相当程度認識されているものであること。

認識の程度については、地域産業資源を特定する段階としては、次のイからロまでのいずれかに該当する程度の周知度が求められる。

- イ 国の法令又は県の条例その他これらに準ずるものに基づく指定等により公告されていること。
- ロ 新聞・雑誌（県内に広く流通しているもの）又は関連する専門誌等の媒体で集中的に又は長期にわたり（直近一年で十回又は五年にわたり年間三回程度が目安となる）紹介されていること。
- ハ 当該地域産業資源を活用した中小企業者による事業活動が見込まれるものとして、県等が県内に広く流通する公的な媒体を用いて、ロと同程度の情報提供を行っていること。
- ニ 県内における消費者又は流通業者等に対する調査等により、当該地域の特徴的なものとして認知されていると判断される（認知されている割合が全体の半分程度が目安となる）ものであること。

Q2 5 現在、事業に既に取り組んでいるが、それは対象になるのか？

助成金交付要領には事業の初期段階を支援すると定めています。

このため、運用として既に商品化（役務の提供）等されている場合は対象外として取り扱っています。

助成対象となるかどうかは、地域産業創造課までご相談ください。

Q2 - 6 事業採択を受けた場合、応募した経費内容で助成金を受けられるのか？

審査を通過した後、ヒアリングを実施します。そのなかで、適正な事業実施に向け、事業計画及び経費の内容について調整します。

このため、当初の計画から変更していただく場合があります。

Q2 - 7 国や県の補助事業等と重複しているか？

国や県の事業を活用する事業内容がある場合は、重複する取組は助成対象となりません。国や県の補助金や助成金、委託事業等を受けている場合は注意してください。

Q2 - 8 市や町の補助金等と重複しているか？

市町の補助金や助成金が、三重県産業支援センターのファンド助成金事業の自己負担分の補てんを目的としている場合は、重複を認めます。

それ以外の場合は、重複を認めることはできません。

Q2 - 9 事業の初期段階の支援とはどういうことをいうのか？

事業（新商品、新サービス）の開発段階、マーケティング調査、試験販売、新商品、新サービスの周知等の段階を想定しています。

Q2 - 10 同一事業で再応募はできるか？

再応募ということは、以前に応募したものの審査を通過しなかったということになります。したがって、事業計画の見直し等を行ったうえで、再応募することが適当です。

事業計画の見直し、ブラッシュアップについては、お近くの商工会議所、商工会等の産業支援機関か当センターまでご相談ください。

Q2 - 11 本助成金の応募に際して登録料などの費用負担はあるのか？

エントリー（応募）登録料などはありません。添付すべき必要書類等の取得費用などは自己負担となります。

Q2 - 12 同時に複数の事業計画で応募することは、可能か？

より多くの事業者にファンド助成金を利用して頂き、地域産業の発展に寄与していただきたいので、原則、1事業者1応募という取扱いとしています。

但し、確実な事業の実施体制が担保されている場合で、別の助成金等に同時に応募することを妨げるものではありません。

3. 助成対象となる経費関係

Q3 - 1 助成額と助成率は？

助成額及び助成率は、次のとおりです。

助 成 額	50万円以上200万円以下
助 成 率	助成対象経費（消費税は対象外）の2 / 3以内

Q3 - 2 助成期間は？

助成事業の対象期間は、原則として助成金の交付決定のあった年度としています。ただし、やむを得ず複数年度の事業計画となるものについては、交付決定のあった日から1年以内を助成期間としています。これにより、最大12月間を助成期間とすることができます。

Q3 - 3 助成対象経費の基本的な考え方は？

事業の初期段階の必要経費に対して助成します。

助成事業を適切に実施するために必要な経費であって次の表に掲げる経費が対象となります。

ただし、運転資金や役職員の人件費、消費税及び地方消費税は助成の対象外経費となりますので、注意してください。

また、特に条件が示されていない限り、原則として助成総額の5割以上を特定の経費（一の費目）で占めることはできません。

審査を通過した後、ヒアリングを実施します。そのなかで、適正な事業実

施に向け、事業計画及び経費の内容について調整します。
このため、経費についても当初の計画から変更していただく場合があります。

一	委員、講師等外部専門家に対する謝金
二	委員、講師等外部専門家又は事業実施に必要な役職員の旅費
三	会議費、会場・事務所借用料、資料・原材料購入費、印刷製本費、通信運搬費、広告宣伝費、備品購入費、機器等借損料、筆耕翻訳料、消耗品費、雑役務費、施設整備・改修等の事業実施にかかる経費
四	当該事業に係るマーケティング調査等の委託費(その事業の全てを委託するものを除く)
五	上記以外の経費で、財団法人三重県産業支援センターが特に必要と認める経費

Q3 - 4 事業の初期段階とは？

助成の対象となる事業の初期段階とは次のことを言います。

新事業における商品開発、サービスの研究開発、試作、モニター活動
新事業の開発、販売のためのマーケティング調査、広告宣伝等の事業活動
次のものは対象となりません。

- ・ 既に商品、サービスとして確定、販売、提供されているもの
ただし、商品、サービス開発段階における試作品等の試験販売、モニター販売は除きます。
- ・ 既に事業化されているもの

Q3 - 5 経費の詳細については？

助成金事業の経費の区分、考え方は次のとおりとします。申請者の通常の経費区分、会計処理と異なる場合は、助成金事業に係る会計を補助簿として処理するなど区分してください。

特に条件が示されていない限り、原則として助成総額の5割以上を特定の経費(一の費目)で占めることはできません。

審査を通過した後、ヒアリングを実施します。そのなかで、適正な事業実施に向け、事業計画及び経費の内容について調整します。

このため、経費についても当初の計画から変更していただく場合があります。

謝金	外部講師、専門家等への謝礼（交通費、土産等は含みません） 業務内容、日時、場所、参加者等を明らかにすること 所得税の源泉徴収、納税を忘れないこと
旅費	交通費、宿泊費、有料道路使用料（ガソリン代は含みません） 旅費の妥当性（目的、経路、利用交通機関、人数、必要性等） を明らかにすること
会議費	打ち合わせ等の会議を行うための経費 会場借上、機器使用料、資料作成費（コピー代）、外部からの参加者に提供する飲み物代（コーヒー、お茶程度） コピー代は外注（コンビニを含む）し、領収証が入手できる場合に限る 会議の開催日時、場所、参加者、内容等を明らかにすること
会場・事務所借用料	セミナー、イベント、展示会（ブース出展料含む）等を行うための会場借上、事務所及び店舗等の借上（家賃・使用料のみ、保証金及び仲介手数料等は対象外）機器使用料 セミナー、イベント、展示会等の募集案内、主催者、開催日時、場所、参加者、内容等を明らかにすること
資料・原材料購入費	研究、開発等のために必要な図書類の購入費 試作・開発に係る必要最小限の原材料費 ロット単位が大きく必要量を上回る数量を調達する場合は、必要量に相当する額のみ対象とする（アロケーション） 必要量等合理的説明を行う立証責任が必須
印刷製本費	商品パッケージ、包装資材、表示、取扱説明書等の印刷経費 成果物を明らかにすること
通信運搬費	商品等の発送経費 発送先等合理的説明を行う立証責任が必須
広告宣伝費	商品パンフレット、販促ツール購入（作成）、DM（発送費含む）等 広告宣伝に要する経費 成果物を明らかにすること
備品購入費	取得価額（消費税抜き）が10万円未満のもの（少額減価償却資産として損金算入する場合に限る）は消耗品として処理する 上記以外のもの（汎用性があるものは対象外）を備品として処理し、備品台帳に登載し、必要に応じて減価償却を行うこと ただし、助成額は助成総額の1/3以内とする（施設整備・改修費と合わせて助成総額の1/2未満とする） 備品としての必要性等合理的説明を行う立証責任が必須 機器の購入費は助成対象経費として認められていません 開発・試作に係る機器の導入（レンタル等）にあたっては「機

	器等借損料」での執行となります
機 器 等 借 損 料	事業執行上、必要な機器等の借上（汎用性があるものは対象外） 事業としての必要性等合理的説明を行う立証責任が必須
筆 耕 翻 訳 料	外国語への翻訳、外国語から日本語等への翻訳等の経費
消 耗 品 費	事務用品等事業執行上、必要な消耗品購入費 購入量と使用実績の記録等合理的説明を行う立証責任が必須
雑 役 務 費	当該事業遂行に必要な事務、業務を補助するために臨時的に雇い入れた者（パート、アルバイト）の賃金、交通費として支払われる経費
施 設 整 備 ・ 改 修 費	事業執行上、必要最小限の施設整備、改修に要する経費 ただし、助成額は助成総額の1 / 3以内とする（備品購入費と合わせて助成総額の1 / 2未満とする） 施設の整備、改修の必要性等合理的説明を行う立証責任が必須 整備・改修前の現況と整備・改修の図面、経費の積算根拠（詳細内訳）が必要 整備・改修後の現況がわかる書類、写真等が必要 助成事業を行ううえで必要最小限のものを助成対象経費として認めることとなります
マ ー ケ テ ィ ン グ 調 査 等 の 委 託 費	業務の一部を外部に委託する経費 委託する業務内容を明示し、成果物の活用方法、事業としての必要性等合理的理由を明らかにする立証責任が必須 成果物を明らかにすること
そ の 他 費 用	財団法人三重県産業支援センターが必要と認める経費

Q3 - 6 ハード整備は助成対象となるのか？

基本的に助成対象となるのは、ソフト事業です。

機器等の導入が必要となる場合は、次の点に注意してください。

- ・ 備品の購入費は助成対象経費として認めています。ただし、パソコンやカメラのように汎用性のあるものは助成対象となりません。
- ・ 機器の購入費は助成対象経費として認められていません。開発・試作に係る機器の導入にあたってはレンタルやリース等での対応となり、「機器等借損料」での執行となります。
- ・ 「施設整備・改修」については、助成事業を行ううえで必要最小限のものを助成対象経費として認めることとなります。
詳しくは、地域産業創造課まで問い合わせてください。

【参考】一般的な備品、機器、設備の区分について

区 分	説 明	例 示
備 品	移動が容易で単体でその機能を使用できるもの	家庭用冷蔵庫、ロッカー類、A E D等
機 器 (機械及び装置)	据え付け工事等が必要となるもの	業務用冷蔵庫、充填機、製造機械等
設 備	建物等に附属するもので単体では機能しないもの	エレベーター、空調設備、防犯設備等

Q3 - 7 振込手数料は助成対象経費として認められるのか？

振込手数料は助成対象経費とはなりません。

手数料を差し引いて振込を行うときは値引きがあったものとして処理することになります。

Q3 - 8 賃貸契約による家賃、権利金及び保証金は助成対象経費として認められるのか？

事業目的を達成するために、必要最小限の事務所等を賃貸契約する場合の家賃は助成対象経費として認めることができます。ただし、権利金及び保証金等は助成対象とはなりません。

Q3 - 9 原材料購入費を充て作った商品を販売することは、可能であるか？

そもそも原材料購入費は、試作品や開発に要する原材料を購入するためのものです。販売用商品の原材料として使用することはできません。また、試作品を販売することもできません。

原材料購入費を充て作った試作品等は原則として記録、保存することが必要です。

4. ファンド助成金の応募申込関係

Q4 - 1 ファンド助成金の募集はいつ頃か？

原則として春と秋の年2回募集しています。詳しくは、三重県産業支援センターのホームページ <http://www.miesc.or.jp/>の「コミュニティ応援ファンドについて知りたい」をクリックしてご確認ください。

Q4 - 2 応募申込にあたって提出しなければならない書類は何か？

事業計画書

収支予算書

団体の概要（事業主体の沿革が分かる資料）

定款またはこれに準ずる規約、会則（写し可）

法人の場合：定款または寄付行為、登記事項証明書

組合等の場合：定款またはこれに準ずる規約、会則

個人の場合：住民票

役員、構成員名簿（氏名、ふりがな、性別、生年月日は必須）

情報等の取り扱いに関する同意書

事業計画連携関係説明書（地域の複数の事業主体が集まって地域に貢献する事業として申請する場合）

当該事業に係る議決を証する書面（写し可）

県税事務所が発行する納税確認書（写し可）

税務署が発行する納税証明書（納税証明書その3 消費税及び地方消費税）（写し可）

直近の決算書 2期分（貸借対照表・損益計算書）法人のみ該当（写し可）

なお、証明書等の発行日のあるものは発行日が6月以内のものとしします。

Q4 - 3 上記書類の提出部数は何部か？

～ まで正本1部、これとは別に ～ の副本（写し可）を2部提出してください。なお、提出のあった書類は返却しません。

Q4 - 4 募集締切後、助成金の交付決定までどの程度の期間がかかるか？

審査等必要な手続きの期間を含め、助成金の交付決定の日まで、募集締切日から約3月後となります。

交付決定の日よりも早く事業に着手することはできませんので、ご注意ください。事前着手した場合、助成の対象外となります。

募集締切日以降の事務手続き等	
審 査	一次審査、二次審査（プレゼンテーション）
候補者の内定	内定通知
ヒアリング	事業計画のヒアリングを行い必要な調整を実施
交 付 申 請	助成金の交付申請書の提出（事業者）
交 付 決 定	交付決定の日以降に事業着手

5. 事業計画書の作成に関して

Q5 - 1 事業計画を作成するにあたって参考となる情報はないか？

独立行政法人中小企業基盤整備機構のホームページ「中小企業ビジネス支援サイト J - Net 21」<http://j-net21.smrj.go.jp/>では、起業から事業拡大、資金計画等ありとあらゆる役立つ情報が掲載されています。事業計画の参考とすることをお勧めします。

Q5 - 2 事業計画書を作成するにあたって留意すべきことは何か(その1)

事業計画の内容が重要であることは当然です。要件を満たしたうえで、目的を明確化し、それを実現するための最適な方法、手段を十分に検討してください。

また、プランを文書化することで、地域資源が明確になり、考え方、事業の実施方法、地域への貢献をまとめることができます。早期に文書化し、繰り返し検討、見直しを行ってください。

そのうえで、関係する市町、商工会、商工会議所等に相談するなどして、事業計画のブラッシュアップ、関係者の協力・支援を得ることが大切です。

Q5 - 3 事業計画書を作成するにあたって留意すべきことは何か(その2)

事業計画書の記載内容は、主語、述語等を明確にして、かつ具体的、合理的な記述が求められます。また、記載内容が現状(事実)なのか、これから取り組むこと(予定)か判別できるようにしてください。

一次審査は書類審査を中心としています。記述不足や第三者にとって理解しがたい文章となっていれば、評価ができなくなりますのでマイナスの要因となります。

このQ & Aや三重県産業支援センターのホームページに掲載したファンド助成金に関する情報を十分把握したうえで作成してください。

Q5 - 4 三重県産業支援センターで相談に応じてもらうことは可能か？

ファンド助成金の募集期間にかかわらず、市町、商工会、商工会議所等を通じて早期に相談されることをお勧めします。場合によっては、他の支援制度の活用も考えられます。

商工会、商工会議所には経営指導員が常駐していますので各種の相談に応じています。また、専門家派遣制度を有していますので、相談内容によっては専門家を派遣し、事業計画のブラッシュアップを図ることができます。

ただし、市町、商工会、商工会議所、三重県産業支援センターに相談し、または専門家派遣を受けたからと言って、必ずしも助成金の交付決定を受けることが保証されたものではありません。

Q5 - 5 地域の協力体制はどれだけ必要なのか？

地域の課題解決に向けた事業計画に対して、その地域の人や団体の協力、地元市町の支援体制の有無は、その課題の解決だけでなく事業の継続性にとり大きな要素となると考えられます。

従って、本ファンド助成事業は地域の具体的な協力や地元の市町や商工会等支援機関との関係(協力体制)が重要となります。

6. 収支計画の作成に関して

Q6 - 1 収支計画を作成するにあたって留意すべきことは何か？

5年間の収支計画を作成することになっています。売上計画、損益計算、人員計画等の整合性が取れていないものも過去には散見されます。

前述したホームページ「中小企業ビジネス支援サイト」- Net 2 1」
<http://j-net21.smrj.go.jp/>の情報も参考にしながら、収支計画を作成してください。

Q6 - 2 収支計画書を作成する簡単なフォーマットはないか？

エクセルファイルに該当する数値を入力するだけで、収支計画書が作成できるファイル（電子データ）が参考としてあります。

これを加工して使用すると便利だと思います。

ただし、ファイルに示された項目に過不足がありますので、事業計画に合致するように項目等を加工して使用してください。

三重県産業支援センターのホームページからダウンロードできます。

7. 審査関係

Q7 - 1 助成が決まるまでに審査は何回あるのか？

一次審査、二次審査の合計2回です。

Q7 - 2 審査会は公開か？

ビジネスプランを審議する形になりますので、ビジネスアイデアの流出等を防ぐ為に、非公開で実施することとしています。

Q7 - 3 審査の観点はどういった点か？

5カ年間の事業収支予測による経営性、事業の継続性、地域資源の活用による地域への貢献度等を勘案し、採択致します。（交付要領第5条）

Q7 - 4 審査はどのような人がどのように行うのか？

一次審査と二次審査の2回の審査があり、一次審査は書類審査で、産業支援センター専門家・職員及び三重県庁関係課職員が行い、二次審査はプレゼンテーション方式で外部の専門家（シンクタンク、学識者、有識者等）で行います。

8. その他

Q8 - 1 過去の助成先と類似したビジネスプランを考えているため、申請にかかる事業実施計画書を閲覧することは出来ないのか？

事業者から提出のあった事業実施計画書の閲覧は認めていません。

Q8 - 2 事業は県内で行いますが、会社は県外にあります。本ファンドの申請はできるか？

三重県内に主たる事業所を有し、三重県内で事業を実施することを基本としています。